

令和2年度介護支援専門員法定研修受講者 様

長崎県長寿社会課長
(公印省略)

令和2年度介護支援専門員法定研修の受講辞退及び受講辞退に伴う
介護支援専門員証の有効期間に関する臨時的な取扱いについて(お知らせ)

令和2年度法定研修の実施にあたっては、可能な限りの感染防止対策を講じたうえで実施する予定にしておりますが、改めて、具体的な感染防止対策をお示しいたしますので、対策にご理解いただくとともに、受講者の皆様のご協力をお願いいたします。

<感染防止対策について>

主会場以外に、サテライト会場を設ける等、できる限り3密を回避します。

会場は、常に開放し、換気に努めます。

アルコール消毒液を会場に設置し、入室に際しては、手指消毒を徹底します。

研修受講者に対し、入室する際、事前に配布する「健康状態管理表」を毎日ご提出
いただくとともに、体温を測定します(37.5以上の方は入室不可)。

講師の前にシールドを設置します。

グループワークについては、グループ毎の人数を減らすとともに、机にパーテーションを設置します。

マスク着用を徹底します。(マスクを着用されていない方は参加不可。各自ご準備
ください。)

少しでも体調がすぐれない場合は、事務局へ連絡の上、研修を欠席して下さい。

(体調不良で研修を欠席し、研修を修了できない場合も、手続きの上、特例措置の対
象とすることは可能ですので、無理をしないようお願いいたします)

その他、研修実施機関の指示に従ってください。

なお、県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、ご自身や事業所の判断により、令和2年度法定研修の辞退を希望される場合は、令和2年8月14日(金)までに別添「有効期間満了に関する臨時的な取扱いについての申出書」(以下、「申出書」という)の提出をお願いいたします。

申出書の提出により、今年度研修が修了できず、介護支援専門員証の有効期間満了日を過ぎてしまう方については、資格を喪失しない取扱い(有効期間の延長)を行います。

<辞退される方への注意事項>

別添の「申出書」に必要事項を記入の上、以下の連絡先へFAXにてご提出ください。

(FAXした場合は、お手数ですが、担当者まで着信確認をお願いいたします。)

「申出書」を提出された方には、臨時的な取扱い(満了期間の延長)について、別途通知いたします。

辞退の場合でも、受講料は本年度支払いとなりますので、(一社)介護支援専門員協会

からの通知に記載している振込期限までに振込みをお願いします。(次年度の受講料は無料といたします。)

既に e-ラーニングの受講を開始されている方も、辞退することができますが、次年度、改めて最初から e-ラーニング等の受講が必要になりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

辞退の場合でも、事前に提出をお願いしていた課題(事例等)については本年度のご提出をお願いいたします。既に 4 部コピーしていただいている方は来年度の受講迄大切に保管をお願いします。なお、次年度に差し替えたい場合は研修実施機関へご相談ください。

< 辞退されない方への注意事項 >

今回、3密を回避するため、複数会場で研修実施を予定しておりますが、辞退者の増加により、3密を回避できる範囲で、研修会場を統合する場合があります。研修会場が変更になる受講者へは、改めて、研修日時や会場等の変更をご案内いたしますので、ご了承ください。

< 参考 >

有効期間満了に伴う臨時的な取扱とは

今回、申出書を提出いただいた方の有効期間を「令和4年3月31日」まで延長を行います。

次年度(令和3年度)必要な法定研修を修了し、更新交付申請を行った場合は、「本来の有効期間満了日」から5年間延長した介護支援専門員証を交付します。

(例)有効期間:令和3年3月31日の方が、令和3年10月31日に必要な研修を修了し、更新申請を行った場合、更新後の有効期間満了日は令和8年3月31日となります。

不明な点等ございましたら、以下の担当者までご連絡ください。

< 担当 >

〒850-8570

長崎尾上町3番1号

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班

池田、町田

電話 095-895-2440

FAX 095-895-2576